

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）
第 16 回評議員会 議事録

1. 日 時 2023 年 12 月 19 日（火） 開会 11 時 00 分
閉会 12 時 05 分

2. 場 所 東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 番 3 号 日比谷国際ビル 314
JANPIA 事務所内 会議室

※JANPIA 事務所内 会議室を起点に、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みとし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができるという環境を確保したうえで実施（ZOOM を利用）

3. 出席者

評議員 麻生 渡 川北 秀人 久保田 政一 辻 松雄 村上 陽子
角田 久美 野村 浩子（議長） （構成員 9 名中 出席 7 名）
なお、出席した評議員全員が ZOOM を利用して出席した。

理 事 二宮 雅也 岡田 太造
なお、出席した理事全員が ZOOM を利用して出席した。

監 事 柳澤 義一 土岐 敦司
なお、出席した監事全員が ZOOM を利用して出席した。

事務局 鈴木 均 （シニア・プロジェクト・コーディネーター）
大川 昌晴（事務局長 兼 総務部長）

4. 決議事項

第 1 号議案：定款の変更（目的及び事業）について

5. 報告事項

業務運営の状況全般について

- ・ 2023 年度事業計画書・収支予算書の変更
- ・ 事業運営の近況

6. 提出資料

資料第1 定款の変更について ※添付資料：定款（変更案）

7. 議事概要

11時00分開会、定款第21条に基づき野村評議員が本会合の議長に選任された。野村議長は、出席評議員は現在数9名のうち7名が出席しており、定款第22条に定める決議に必要な出席数を充足していることを確認した。なお、議事録署名人は、定款第25条第2項により、角田評議員を選出した。

8. 決議事項

第1号議案：定款の変更（目的及び事業）について

岡田専務理事より、資料第1に基づき、休眠預金等活用法の一部改正法（令和5年10月31日施行）、及び令和5年12月31日施行予定の改正法において、指定活用団体から活動支援団体への助成、資金分配団体に対し出資を行うことが法律に明記される予定であることから、指定活用団体である当機構の定款の目的及び事業に関する記載を変更する必要があること、定款の変更は、定款第17条第4号により評議員会の決議事項であり、定款第22条（決議）第2項第3号において、「決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない」と定められていること、定款変更の効力発生日は改正法施行日である令和5年12月31日とすること、変更箇所は、資料第1号議案の定款（変更案）第4条第1項の履歴の通りであること、定款に記載の「目的」については、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第301条第2項第1号にて登記事項と定められており、また同法第303条の変更登記の定めにより、本評議員会にて決議に基づく定款変更効力発生後2週間以内に登記を完了するものとする等との説明があった。

これに対する質疑応答は以下の通り

- （角田評議員）定款第4条の記載は、内閣府制定の基本方針に合わせて「助成及び出資のみ」と記載されるのか。
（岡田専務理事）定款では従来から広めに業務範囲を定めており、貸付けに係る記載がある。今回定款では出資が追記されることになり、「助成、貸付けまたは出資」と記載されることになる。
- （土岐監事）出資については、例えば地域の伝統技術を継承していくような団体等、一般的に出資を受けにくい団体に活用いただけるとよいのではと考える。
（岡田専務理事）今後公募過程でも検討すべき課題がいくつかあるが、地域の伝統技術に係る社会課題は地域活性化がテーマでもあるため、重要な一手となりうる。
- （辻評議員）JANPIAが出資者として資金分配団体に対して責任を負うことになるのか。また、一般の株主のように株主権利をもって強く資金分配団体の経営

に入っていくことはないということでしょうか。

(岡田専務理事) 出資のスキームはファンド出資型と法人出資型を想定している。JANPIA は出資者として持ち分を持つことになるが、助成事業の伴走支援と同じように取り組むことになる。

(大川事務局長) 民間共同出資割合は 50%以上を目指すこととしている。JANPIA は出資者として支援先に対する様々な伴走支援をしていくことを想定しており、経営の支配権などはイメージしていない。

以上の質疑応答の後、決を採ったところ、異議なく、評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって可決承認された。

9. 報告事項

業務運営の状況全般について

岡田専務理事より、休眠預金等活用法の一部改正法の施行日が令和 5 年 12 月 31 日となったことを踏まえ、令和 6 年 1 月から、活動支援団体に対する助成や資金分配団体に対する出資の公募を開始できるよう、基本計画及び事業計画の必要な変更を行うこと、2023 年度の活動支援団体に対する助成総額は 3 億円を目安とすること、出資総額の上限は 10 億円を目安とすること、JANPIA の運営経費を 18 百万円増額することの説明があった。また、2023 年度事業計画書及び収支予算書の変更案について内閣府へ許可申請を行い、認可取得後令和 6 年 1 月下旬を目途に活動支援団体及び出資事業の公募を開始する予定であること等の説明があった。

続いて、大川事務局長より、2023 年度事業計画変更（案）のポイントに基づき、活動支援団体について、資金支援を主軸とする現行の支援体系に、人材・情報面からの非資金的支援が追加されることで制度全体における担い手の運営体制が強化されるとともに事業運営が効率化され、更なる制度活用の促進が期待されていること等の説明があった。また、出資事業について、出資を行うに当たっては堅実な運用を基本とし、民間資金の呼び水効果を一層発揮させ、資金調達環境の整備促進、団体の自立促進等の資金面以外の強化を図り、社会の諸課題の解決に向けた取り組みを強化することを目指すこと等の説明があった。

これに関する質疑は以下の通り

- (辻評議員) 法人出資型の出資規模に上限は設けられているのか。将来出資額が増えると民間の出資と競合する可能性もある。IPO や M&A による利益や売却目安の 10 年程度の間に売却された場合も含め、JANPIA の収益になるのか。

(岡田専務理事) 出資総額の 10 億円は、ファンド出資型と法人出資型を両方合わせた額である。また、休眠預金等活用法の基本理念に、この資金は金融機関等による助成等を補完するための資金供給であることが定められている。なお、売却益は持ち分に応じて戻していただくことになる。

(辻評議員) 社会課題解決に資することは非常に大事なことであるが、それが広

く解釈され始めると大きな事業が参画してくることになるため、懸念点として発言させてもらった。

- (川北評議員) 次の指定活用団体の募集等が行われる時期の見通し、資金分配団体との出資に係る議論における論点、金融機関との連携の準備状況について伺いたい。また、資金分配団体及び実行団体のガバナンス・コンプライアンス、特にハラスメント対策については、民間の取り組みとして積極的に、そして予防的に対応していくことが休眠預金等活用制度の趣旨からも重要であると考ええる。

(岡田専務理事) 指定活用団体の募集等については、議員連盟や内閣府等でご議論されることと認識している。また業務改善 PT において出資に係る議論を重ねており、ベンチャーキャピタルとの違い、助成と出資の違いをどう整理するか等出資のあるべき姿を検討してきた。金融機関との連携は今後も工夫を重ねながら実施していくことになると考えている。予防的ハラスメント対策については、今年度各団体を対象にハラスメント研修会を開催する等してきたが、相談があった際には厳正に対応していきたい。

- (柳澤監事) 出資を通じて団体は信用力等を高め、出資者は監視機能を高められるであろう一方、出資したものの評価がゼロになると JANPIA としては損失を出さざるを得ない。また出資のため、経営責任や出資金以上の責任はないはずだが信用問題にもつながりかねない。そういった様々なリスクをご承知の上で進めていくものであることを申し添えたい。

- (麻生評議員) 投資審査会は資金分配団体が適切な事業主体であるかを審査するだけでなく、その後の事業展開も審査することになるのか。また JANPIA の事業性格からみて、出資におけるリターンを求めるのか期待しないのか、考え方の原則を明確にしておくとういとお考える。

(村上評議員) JANPIA の活動についてホームページでの公表以外にもプッシュ型の情報提供は行っているか。また、ハラスメント対策については資金分配団体や実行団体だけでなく、JANPIA 自身も防止体制をとることが大事だと考える。JANPIA 内部に労働組合などはあるのか。

(角田評議員) JANPIA には助成や出資等の選択肢がある。リターンが十分期待できないのであれば一切出資しないということを十分理解した上で進めるべきだと考える。世界には社会課題を解決しながら利益を上げる企業が活躍している。日本でも JANPIA が企業を育て引き上げて、金融機関が投資できるような社会的な流れを作る役割を担うという観点から投資を考えていただきたい。

(岡田専務理事) 出資先選定にあたっては、社会的インパクトや収益性の見込み、実行団体やその事業の成長段階等を総合的に勘案するものとし、指定活用団体は出資事業全体で投資倍率 1 倍以上を目指すとなっている。先例のないことであるため、ご意見を頂戴しながら進めていきたい。ハラスメント対策としては、予防に取り組むことも非常に重要だと考えている。

(芥田企画広報部長) 情報提供について、JANPIA セミナーに参加された方を主な対象として発信してきたり、他団体のメールマガジンに掲載いただいたりしてきた。今後さらに力を入れるとともに、評議員の皆さまにおかれても情報

発信にご協力をお願いしたい。

(大川事務局長) 投資審査会については、採択後の事業進捗モニタリングも前提に考えている。また、JANPIA は従業員代表を選任しており、各種労使協定も代表者に取りまとめてもらっている。さらに、毎月衛生委員会を開催し労働安全衛生に関する取り組みも行っているところである。

以上をもって、ZOOMを利用した第16回評議員会は、終始異状なく本日の議事をすべて終了したので、議長は議場にその協力を感謝し、12時05分、閉会を宣言した。

上記の議事の経過及びその結果を確認するために、議事録署名人は、次に記名押印する。

2023 年 12 月 22 日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

議事録署名人（議長）	野 村 浩 子	⑩
------------	---------	---

議事録署名人（評議員）	角 田 久 美	⑩
-------------	---------	---

議事録作成者	大 川 昌 晴	⑩
--------	---------	---

以 上